

タテ5段×ヨコ33行

いきいきライフ相談センター

身近な法律



間違わないための労働法(1)

労働条件の改善の歴史を説明します。

特定社会保険労務士 金丸 宏

今回から新たに始まりました、労働法について説明していきます。

Q1 労働条件が今のように決まってきた歴史を教えてください。

A ノンフィクション作家の山本茂美が1968年に発表した「あゝ野麦峠」をご存知の方も多いかと存じます。製糸場で働く女工さんたちの哀史ですが、その状況は1日の労働時間13時間～16時間にも達していたようです。その後12時間の交代制も



採用されていますが、その交代の時間に出勤できない人がいると36時間ぶっ通しで働く過酷な勤務でした。当時の農商務省が労働者の状態調査をした「職工事情」の中に出てきます。その中に今でいう就業規則に当たる規定が紹介されています。その一つ「食事時間は5分を過ぎてはいけない」というものがあります。つまり立っておにぎりを頬張るくらいしか許されなかったようです。やがて結核その他の病気がまん延していき、国の労働力の衰退にもつながる。教育もできない、良い兵隊も集められない。このような事態を放置できなくなった政府は、労働者保護の最低ライン「労働基準」を決めていくこととなります。1872年にフランスの最新の技術を導入し設立された富岡製糸場は、官営模範工場として、当時世界最大級の規模を持つようになり、労働時間を8時間制にしていますが、これは作業を日の明るいうちにしなければならぬ事情があったからでした。ただし食費、寮費、診療費までを製糸場が持ち、教育（工女余暇学校）も施されるまでになっていきました。しかし、この後法整備が即、実行されたわけではなく、労働者のストライキの増加による労働環境の社会問題化や労働力の確保が必要とされる中で、工場法の制定を待つこととなります。しかも工場法が制定され、施行されるまでには、経営者の大反対にあい、5年もかかることとなります。

Q2 工場法とはどんな法律ですか。

A 日本の工場法は、1911年（明治44年）に制定さ

れ、主に工場で働く年少者と女子の労働条件を規制した法律と言えます。

特徴としては、働く最低年齢を制限したこと。労働時間（職工限定）を制限したこと。また、小規模工場は適用対象外にしたことです。こうした点を改善材料として、戦後の労働基準法の制定に繋がっていきます。ちなみにイギリスでは、1833年に工場法が制定されました。

Q3 労働基準法の根拠規定があれば教えてください。

A 労働基準法は、憲法27条2項「賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める」という規定がその根拠とされ、昭和22年、制定・施行されました。

Q4 1日8時間労働はどのように始まったのですか。

A この問題は、労働者の闘争の歴史と言っても過言ではありません。1886年5月1日、米国で20万人の労働者が8時間労働制を要求してストライキに突入したことに端を発します。同年5月4日には、シカゴのヘイマーケット広場に集まった労働者と警官隊が衝突。多数の死傷者を出す事件が勃発しました。

1889年、パリで開催された社会主義者・労働者の国際大会で創立された第二インターナショナルが、米国労働者の行動を記念し労働者の統一行動日としました。今に続くメーデーですね。

1917年ロシア革命で誕生した新政府が8時間労働制の布告を出しました。これは8時間労働を産業や男女の別なく一般法として世界に先駆けて宣言したものでした。それに追随するようにドイツも8時間法を採択。そうした機運の高まりから1919年ベルサイユ条約により、ILO（国際労働機構）が発足。ILOが最初に採択したのが8時間労働制（1号条約）でした。労働法を語る時、欧米諸国の事情を抜きに語ることはできないことがお判りいただけたと思います。次回は、労働条件の基本原則についてです。



筆者紹介；

出身地：埼玉県川口市

NPO法人 いきいきライフ相談センター

FAX 03-6754-0096

http://www.geocities.jp/jdf_ikiiki/

